職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年３月25日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第１条　職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（職員の区分） 第３条の６　退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表アからウまでの職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けていた給与条例、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号）に規定する給料表並びにその属する職務の級に対応する別表アからウまでの区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の職員の給料表の欄に掲げる２以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。 ２及び３　略	（職員の区分） 第３条の６　退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、別表の職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けていた給料表及びその属する職務の級に対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の職員の給料表の欄に掲げる２以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。 ２及び３　略

第２条　職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条の６関係）

ア　平成８年４月１日から平成18年３月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表											
		行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表（１）	教育職給料表（２）	研究職給料表	医療職給料表（１）	医療職給料表（２）	医療職給料表（３）	海事職給料表	任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第２項の給料表

第1号	円 50,000	11級				５級（役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が１種の職を占めるものが属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が１種の職を占めるものが属する場合に限る。）				６号給	５号給	
第2号	45,850	10級	10級	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。）	５級（役職加算が100分の20である者（第１号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者（第１号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）				５号給		
第3号	41,700	９級	９級	４級（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	４級（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	５級（役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が３種の職を占めるものが属する場合に限る。）	４級（第１号の項及び第２号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）		７級		４号給	４号給	
第4号	33,350	８級	８級	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	５級（役職加算が100分の15である者（第３号の項に掲げる者を除く。）が属する場合	３級	７級又は６級	６級	５級	３号給	３号給	

						に限る。）							
第5号	25,000	7級	7級	3級（管理職手当支給区分が特4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。）	3級（管理職手当支給区分が特4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。）	4級	2級（管理職手当支給区分が6種の職を占める者が属する場合に限る。）	5級（管理職手当支給区分が5種の職を占める者が属する場合に限る。）	5級	4級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	2号給又は1号給	2号給	
第6号	20,850	6級	6級	3級（第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特2級又は2級（経験年数30年以上（大学4卒）である者が属する場合に限る。）	3級（第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特2級又は2級（経験年数30年以上（大学4卒）である者が属する場合に限る。）	3級	2級（第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	5級（第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	4級	4級（第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）		1号給	
第7号	16,700	5級又は4級	5級又は4級	2級（経験年数12年以上30年未満（大学4卒）である者が属する場合に限る。）	2級（経験年数12年以上30年未満（大学4卒）である者が属する場合に限る。）	2級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	1級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	4級、3級又は2級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	3級（役職加算が100分の5である者が属する場合に限る。）又は2級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	3級			3号給、2号給又は1号給
第8号	0	3級、2級又は1級	3級、2級又は1級	2級（第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場	2級（第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場	2級（第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	1級（第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	2級（第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	3級（第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	2級又は1級			

				合に限る。）又は１級	合に限る。）又は１級	又は１級		又は１級	、２級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に 限る。）又は１級				

備考　この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1　役職加算　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第４号）別表第１の加算割合をいう。

2　管理職手当支給区分　管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の規定による管理職手当に係る区分をいう。

3　経験年数　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第２条第４号に規定する経験年数をいう。

イ　平成18年４月１日から平成23年３月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表											
		行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表（１）	教育職給料表（２）	研究職給料表	医療職給料表（１）	医療職給料表（２）	医療職給料表（３）	海事職給料表	任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第２項の給料表
第１号	円 50,000	９級				５級（役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が１種の職を占めるものが属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が１種の職を占めるものが属する場合に限る。）				６号給	５号給	
第２号	45,850	８級	９級	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に 限る。）	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に 限る。）	５級（役職加算が100分の20である者（第１号の項に掲げる 者を 除く。）が属する場合に 限る。）	４級（役職加算が100分の20である者（第１号の項に掲げる 者を 除く。）が属する場合に 限る。）				５号給		
第	41,700	７級	８級	４級	４級	５級	４級		７級		４号給	４号給	

3号				（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	（役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が３種の職を占めるものが属する場合に限る。）	（第１号の項及び第２号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）						
第４号	33,350	６級	７級	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	５級（役職加算が100分の15である者（第３号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	３級	７級又は６級	６級	５級	３号給	３号給	
第５号	25,000	５級	６級	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種の職を占める者が属する場合に限る。）	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種の職を占める者が属する場合に限る。）	４級	２級（管理職手当支給区分が６種の職を占める者が属する場合に限る。）	５級（管理職手当支給区分が５種の職を占める者が属する場合に限る。）	５級	４級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	２号給又は１号給	２号給	
第６号	20,850	４級	５級	３級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特２級又は２級（経験年数30年以上（大学４卒）である者が属	３級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特２級又は２級（経験年数30年以上（大学４卒）である者が属	３級	２級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	５級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級	４級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）		１号給	

				する場合に限る。）	する場合に限る。）								
第７号	16,700	３級	４級	２級（経験年数12年以上30年未満（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	２級（経験年数12年以上30年未満（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	２級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	１級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	４級、３級又は２級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	３級（役職加算が100分の５である者が属する場合に限る。）又は２級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	３級			３号給、２号給又は１号給
第８号	0	２級又は１級	３級、２級又は１級	２級（第６号の項及び第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	２級（第６号の項及び第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	２級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	１級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	２級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	３級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、２級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	２級又は１級			

備考　この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

１　役職加算　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第１の加算割合をいう。

２　管理職手当支給区分　管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。

３　経験年数　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第２条第４号に規定する経験年数をいう。

ウ　平成23年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表											
		行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表（１）	教育職給料表（２）	研究職給料表	医療職給料表（１）	医療職給料表（２）	医療職給料表（３）	海事職給料表	任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第１項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第６条第２項の給料表
第１号	円 50,000	９級					４級（役職加算が100分の20で				６号給	５号給	

							ある者で、かつ、管理職手当支給区分が１種の職を占めるものが属する場合に限る。）						
第２号	45,850	８級	９級	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。）	５級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	４級（役職加算が100分の20である者（第１号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）				５号給		
第３号	41,700	７級	８級	４級（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	４級（管理職手当支給区分が３種又は４種の職を占める者（第２号の項に掲げる者を除く。）が属する場合に限る。）	５級（第２号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級（第１号の項及び第２号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	７級	７級		４号給	４号給	
第４号	33,350	６級	７級	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級（第２号の項及び第３号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級	３級	６級	６級	５級	３号給	３号給	
第５号	25,000	５級	６級	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種	３級（知事が別に定める者が属する場合に限	２級（管理職手当支給区分が６種の職を占め	５級（知事が別に定める者が属する場合に限	５級	４級（知事が別に定める者が属する場合に限	２号給又は１号給	２号給	

				の職を占める者が属する場合に限る。）	の職を占める者が属する場合に限る。）	る。）	る者が属する場合に限る。）	る。）		る。）			
第6号	20,850	４級	５級	３級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特２級又は２級（経験年数30年以上（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	３級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、特２級又は２級（経験年数30年以上（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	３級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	２級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	５級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	４級	４級（第５号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）		１号給	
第7号	16,700	３級	４級	２級（経験年数12年以上30年未満（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	２級（経験年数12年以上30年未満（大学４卒）である者が属する場合に限る。）	２級	１級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	４級又は３級	３級（役職加算が100分の５である者が属する場合に限る。）又は２級（知事が別に定める者が属する場合に限る。）	３級			３号給、２号給又は１号給
第8号	0	２級又は１級	３級、２級又は１級	２級（第６号の項及び第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	２級（第６号の項及び第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）又は１級	１級	１級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）	２級又は１級	３級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。）、２級（第７号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限	２級又は１級			

									る。） 又は１級				

備考　この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

１　役職加算　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第１の加算割合をいう。

２　管理職手当支給区分　管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。

３　経験年数　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第２条第４号に規定する経験年数をいう。

附　則

この規則は、平成23年４月１日から施行する。